(趣旨)

第1条 この告示は、備中漆の振興を図るため、継続的に栽培や漆掻き等に取り組む団体に新見市備中漆栽培等事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において備中漆とは、市内で栽培又は自生している漆をいう。

(交付対象者)

- 第3条 補助金の交付の対象は、次の各号のいずれかに該当する団体とする。
 - (1) 市内に住所又は事業所等を有する林業者等
 - (2) 市民等で組織する団体で、代表者、規約、会計及び年間事業計画を持って活動 している者

(補助対象事業)

- 第4条 補助の対象となる事業は、以下のとおりとする。
 - (1) 備中漆のほ場整備事業
 - (2) 備中漆掻き事業
 - (3) 備中漆の苗木購入事業
 - (4) 備中漆の振興に関するイベント等開催事業
 - (5) その他新見市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認める事業 (補助対象経費)
- 第5条 補助対象経費は、備中漆振興に係る報償費、旅費、使用料及び賃借料、需用費並 びに役務費とし、経費内訳は別表に定めるところによる。
- 2 この事業の目的に直接関連のない必要以上の活動又は事業については、補助対象から 除く。

(補助金額)

第6条 補助金は、予算の範囲内とし、1団体当たり補助対象経費の2分の1以内とする。 ただし、補助金限度額を30万円とし、補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 前条に規定する補助金の交付を受けようとする者(以下「補助事業団体」という。) は、新見市備中漆栽培等事業補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて教育 委員会に提出しなければならない。

(決定等)

第8条 教育委員会は、申請があったときは当該申請に係る書類を審査し、適当と認めた ときは、新見市備中漆栽培等事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により速やかに 決定の内容等を補助事業団体に通知するものとする。

(変更等申請)

第9条 補助事業団体が、補助事業の内容の変更又は補助事業の中止若しくは廃止をしようとするときは、新見市備中漆栽培等事業補助金計画変更(中止・廃止)申請書(様式第3号)を教育委員会に提出し、承認を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業団体は、新見市備中漆栽培等事業補助金実績報告書(様式第4号)に 関係書類を添えて、補助事業完了後20日以内又は交付決定のあった年度の3月31日 のいずれか早い日までに、教育委員会に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 教育委員会は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、 補助金交付目的に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、新見市備 中漆栽培等事業補助金確定通知書(様式第5号)により、交付決定を受けた者に対し通知 するものとする。

(補助金の交付)

- 第12条 教育委員会は、前条の規定による補助金の額の確定後、補助金を支払うものと する。
- 2 補助事業団体は、補助金交付請求書(様式第6号)を前条の規定による通知を受けた後、 教育委員会に提出しなければならない。

(返還命令等)

- 第13条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、交付の決定を取り消し、 既に交付した補助金の一部又は全部の返還を命ずることができる。
 - (1) 申請書の記載事項に虚偽又は不正があったとき。
 - (2) 事業の内容が教育の政治的又は宗教的中立性を侵すもの、又はそのおそれのあるもの。
 - (3) 事業の内容が公序良俗に反するもの、又はそのおそれのあるもの。
 - (4) 補助事業団体が暴力的集団と関係があるもの、又はそのおそれのあるものと判明したとき。
 - (5) その他補助することが不適当と認められるもの。
- 2 前項の規定により、補助金返還命令書(様式第7号)を受けた者は、速やかに補助金を 返納しなければならない。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

費目	経費內訳
報償費	有識者等への謝礼等

旅費	有識者等への旅費
	事業に係る旅費
使用料及び賃借料	会場使用料、施設借上料
	機械器具等賃借料
	自動車借上料
	各種リース料
需用費	消耗品費
	燃料代
	印刷製本費
	苗木購入費
	食糧費 (ただし、茶代に限る。)
役務費	通信運搬費
	広告費
	各種手数料
	ボランティア保険料

新見市備中漆栽培等事業補助金交付申請書

年 月 日

新見市教育委員会 様

申請人 住所又は所在地 氏名又は団体名 及び代表者氏名

新見市備中漆栽培等事業補助金交付要綱第7条の規定により次のとおり申請します。

補助年度 年度	補助金等の名称 新見市備中漆栽培等事業補助金
補助事業等の目的及び内容	
補助事業等の効果	
補助事業等の経費所要額	円
補 助 金 額	円
補助事業等の着手年月日	着手 年 月 日
及び完了年月日(予定)	完了 年 月 日
添 付 書 類	1 事業計画書 2 収支予算書 3 その他
※ 担 当 課 所 見	

注 ※印の欄は、記入しないこと。

新見市備中漆栽培等事業補助金交付決定通知書

第 号

申請人 住所又は所在地 氏名又は団体名 及び代表者氏名

年 月 日付けで申請のあった補助金等の交付については、次のとおり 決定したので、新見市備中漆栽培等事業補助金交付要綱第8条の規定により通知する。

年 月 日

新見市教育委員会

補助年度	:	左	F度	補助金等の名称 新見市備中漆栽培等事業補助金
補助事	業等	の名	称	
補助対	象金	額(三	率)	円
交	† <i>≤</i>	仓	額	円
交 付	予 定	時	期	
交	† ∮	Z.K	件	 1 補助事業等の内容、経費の配分又は執行計画等の変更をするときは、新見市教育委員会の承認を受けること。 2 補助事業等を中止又は廃止するときは、新見市教育委員会の承認を受けること。 3 補助事業等が予定の期間内に完了しないとき又は遂行が困難となったときは、速やかに新見市教育委員に報告して、その指示を受けること。 4 新見市補助金等交付規則に違反した場合は、決定を取り消し、返還を命ずる。

注 上記の交付決定に対して不服がある場合は、この通知書受領の日から20日以内に 文書で申請の取下げをすること。

様式第3号(第9条関係)

	計	画	変	更	
新見市備中漆栽培等事業補助金					申請書
	(中	止	• 廃	止丿	

年 月 日

新見市教育委員会 様

申請人 住所又は所在地 氏名又は団体名 及び代表者氏名

新見市備中漆栽培等事業補助金交付要綱第9条の規定により次のとおり申請します。

指令年月日	年	月	日	指	令	番	号	第 号
補助年度			年度	補助	力金等	争のク	名称	新見市備中漆栽培等事業補助金
補助事業等								
の名称								
	変更前							
補助事業等								
の 内 容	変更後							
変更又は中								
止(廃止)の								
理 由								
変更又は中止	(廃止)の年月日	3		年	月		日 (予	定)
添付書類	1 2 3 4							

様式第4号(第10条関係)

新見市備中漆栽培等事業補助金実績報告書

新見市教育委員会 様

補助事業者等 住所又は所在地 氏名又は団体名 及び代表者氏名

新見市備中漆栽培等事業補助金交付要綱第10条の規定により次のとおり報告します。

指令年月日	年	月	日	指	令	番	号		第	号
補助年度			年度	補助	力金等	等の名	5称	新見市備中漆栽地	培等事業	美補助金
補助事業等 の 名 称										
補助事業等 の施行場所										
着手年月日	年	月	田	完一	了年。	月日		年	月	П
補助金等の	交付決定通知額									円
補助金等	の既交付額									円
補助事業等	の経費精算額									円
補助事業等 の 経 過 及 び 内 容										
添付書類 1 事業報 2 収支決 3 その他	:算(精算)書		※報告事	項審	査結	果(打	旦当詞	果)		

注 ※印の欄は記入しないこと。

新見市備中漆栽培等事業補助金確定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

補助事業者等

住所又は所在地

氏名又は団体名

様

及び代表者氏名

新見市教育委員会 印

年 月 日付けで実績報告のあった補助事業等については、次のとおり補助金等の額を確定したので、新見市備中漆栽培等事業補助金交付要綱第11条の規定により通知する。

指令年月日	年	月	日	指	令	番	号	第 号		
補助年度			年度	補助	力金等	等の名	呂称	新見市備中漆栽培等事業補助金		
補助金等の交	付決定通知額	į						円		
補助事業等の	の経費精算額	į	円(補助対象)							
補具	助									
補助金等の	交付確定額	į						円		
(交付決定通知額	頁)— 交付確定額)							円		

補助金交付請求書

年 月 日

新見市教育委員会 様

補助事業者等 住所又は所在地 氏名又は団体名 及び代表者氏名

新見市備中漆栽培等事業補助金交付要綱第12条の規定により次のとおり請求します。

指	令 年	三月	日				4	年	月		日	指	令	番	号		第	号
補	助	年	度	11						年	度	補助	J金	等のク	名称	新見市備中漆栽	战培等事業	補助金
補	助	事	業	美	等	の	名	称										
岩田	助金	姓 a	:	ナ決	定定	通	知額	夏交										円
作用点	り 金	守り	作	ţ	確		定	額										円
											:	年		月		日交付		
 補助金等の既交付額						額			3	年		月		日交付				
11113									4	年		月		日交付		円.		
														計				円
今	口	3	ζ	付	請	Ę	求	額										円
未		ろ	ζ		作	ţ		額										円
添		个	†		=	<u>+</u>		類	1 2 3 4	補助	金等	等交付	·決定	它書文	又は補	前助金等確定	通知書⊄	9写し

補助金返還命令書

 第
 号

 年
 月

 日

補助事業者等

住所又は所在地 氏名又は団体名 及び代表者氏名

様

新見市教育委員会 印

新見市備中漆栽培等事業補助金交付要綱第13条の規定により次のとおり返還を命ずる。

返還すべき	き金額											円
返還	期限							1	年	月	日	まで
返還を命ず	る理由											
返還	方 法											
指令年月日		年	月	日	指	令	番	号			第	号
補助年度				年度	補助	力金等	争の名	3称	新見市	備中漆栽	培等事業	補助金
補助事業	業 等 の	名 称										
補助金等の	交付決定	通知額										円
補助金等	の既る	を付額			年年年				日交	付 付 付		
補助金等の	の交付を	確定額										円